

様式第一号（第一条関係）

※※
第 号

※市区町村
受付年月日

※ 提出 第 号

※ 再提出 第 号

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

24 令和 6 年分所得

25 請 求 者

26 配 偶 者

27 扶 養 義 務 者

あな
た
の
こ
と
に
つ
い
て

1 ふりがな氏名・性別

2 個人番号

3 生年月日

4 障害の有無

5 配偶者の有無

6 住 所

7 支払希望金融機関

8 職業又は勤務先名

9 勤務先所在地

10 公的年金受給状況

11 児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況

12 養育費の取決めの有無

28 個人番号

29 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

30 29以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童

31 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額

32 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額

33 障害者（特別控除者を除く。）控除額

34 寡婦控除・ひとり親控除

35 雑 損 控 除

36 医 療 費 控 除

37 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除

38 配 偶 者 特 別 控 除

39 地方税法附則第6条1項による免除

40 控 除 後 の 所 得 額

所得制限限度額

児
童
の
こ
と
に
つ
い
て

13 児童の氏名（生年月日）

14 個人番号

15 請求者との続柄

16 監護等を始めた年月日

17 障害の状態の有無

18 父・母の状況

19 氏名・生年月日

20 氏名・生年月日

21 児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況

22 あなたが障害基礎年金等を受けることができる公的年金（児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況

23 父又は母が障害であるとき

※※
認定・却下

令和 年 月 日
土浦市長 安藤 真理子 殿

氏名

公 的 年 金 照 合

※番 査

※添付書類

備 考

注 意

- 1 7の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 10, 11, 21及び22の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 10及び21から23までの欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、23の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。
- 4 16の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 19及び20の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 21の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 22の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 8 27の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 29の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
（1）請求者については、イに70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、ロに特定扶養親族の数を、ハに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
（2）配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 10 30の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 11 31の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 12 32の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 13 34の欄は、寡婦控除もしくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合には、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。
- 14 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所の人に確認してください。
（1）あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
（2）請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
（3）請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
（4）請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
（5）児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
（6）次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
（ア）父又は母が生死不明の場合、（イ）父又は母が1年以上遺棄している場合、（ウ）父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、（エ）父又は母が1年以上拘禁されている場合
（7）本年1月2日以後現住所に転入された方は、28から38までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
（8）児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
（9）請求者（母又は父を除く。）又はその扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍の謄本又は抄本等）
（10）このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所の人に聞いてください。
- 15 この請求書について分からないことがありましたら、市役所の人によく聞いてください。
◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。